



許可番号 第 02801142644 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都府八幡市八幡舞台31番地の2

氏 名 株式会社協同建設
代表取締役 柴田 恭介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 井戸 敏三



許可の年月日 平成30年11月22日

許可の有効年月日 平成35年11月21日

1. 事業の範囲

事業の区分: 収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

1. 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)
2. 紙くず
3. 木くず
4. 繊維くず
5. ゴムくず
6. 金属くず
7. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)
8. がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)

以上 8 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については、排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成25年11月22日 新規許可

平成30年11月22日 更新許可

4. 積替え許可の有無 無

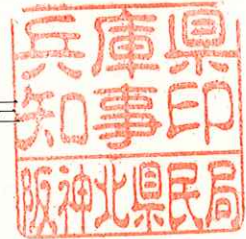
5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

兵庫県指令神北(県)(30)第6-2-371号
平成31年1月21日

住 所 京都府八幡市八幡舞台31番地の2
申 請 者 株式会社協同建設
代表取締役 柴田 恭介

平成30年10月4日付けで申請のあった産業廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項により次のとおり許可します。

兵庫県知事 井戸 敏三



業の種類 産業廃棄物収集運搬業

許可番号 第 02801142644 号

事業の範囲

事業の区分:収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

- 1.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)
- 2.紙くず
- 3.木くず
- 4.繊維くず
- 5.ゴムくず
- 6.金属くず
- 7.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)
- 8.がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)

以上 8 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については、排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

許可の期限 平成35年11月21日 まで

(不服申立ての教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して①3箇月以内に、環境大臣に対して審査請求をすること、及び②6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。